

農委第7号松くい虫防除（伐倒駆除・特別伐倒駆除）
紫雲寺地区その1①業務委託 仕様書

1 適用範囲

- (1) この仕様書は、松くい虫の付着による被害を受けたマツの伐倒及びくん蒸、又は薬剤散布、破砕、焼却、木質バイオマス発電所等での破砕又は焼却処理の一連の作業に適用することとする。
- うち、伐倒作業と併せてくん蒸又は薬剤散布を行う業務を「伐倒駆除」といい、伐倒作業と併せて破砕、焼却、木質バイオマス発電所等での破砕又は焼却処理を行う業務を「特別伐倒駆除」という。
- なお、この仕様書において、松くい虫とはマツの枯死の原因となる線虫類及び線虫類を運搬する昆虫類の総称とする。
- (2) この仕様書によるほか、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、伐木造材作業基準（昭和59年林野第27号）等、関係法令・通知で定めるところに従い、伐倒駆除、特別伐倒駆除を実施すること。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、監督員の指示を受けること。

2 委託期間、場所

- (1) 期間：契約日から令和8年6月30日まで
- ただし、伐倒駆除・特別伐倒駆除作業は令和8年5月31日までとする。
- (2) 場所：新発田市真野原外他地内（農委第7号実施区域図）

3 施工計画書の作成

- (1) 発注者の指示を受け、受注者は着手前に被害木の位置等を十分把握するとともに、地形、林況、工作物等について調査の上、施工計画書を作成し、監督員に提出し、承認を受けること。
- また、使用薬剤及び監督員の指示する材料について、その外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督員に提出し、監督員の承認を受けること。
- (2) 受注者は、承認を受けた施工計画書を遵守し、施工すること。
- (3) 施工計画書には、次の事項について記載する。また、監督員がその他事項について求めた場合は、追記すること。
- ① 委託概要
 - ② 実施工程表
 - ③ 現場組織表
 - ④ 安全管理（安全研修を含む。）について定めたもの
 - ⑤ 施工方法
 - ⑥ 緊急時の連絡体制及び対応について定めたもの
 - ⑦ その他必要な事項
- (4) くん蒸を実施する場合は、農林水産大臣に提出した農薬使用計画書の写しを添付すること。

4 対象木の決定

被害木調査によるナンバーテープ等のマークのある被害木を伐倒駆除の対象とするが、マークのないマツの被害木を発見した場合や、ナンバーテープ等のマークはあるが、明らかに松くい虫による被害木でない松を発見した場合は、速やかに監督員に連絡し、指示を求めること。

また、所有者の意向により、ナンバーテープのある被害木においても、対象外となる可能性があること。

5 伐倒作業

- (1) 伐倒作業は、上下作業、近接作業になっていないかを確認し、障害物を除去し、安定した足場で行うこと。なお、被害木以外の樹木等に損傷を与えないよう、注意すること。

また、被害木は生立木と比較して幹に粘りが無くなり、折れやすくなっていることから、十分に注意し、安全作業に努めること。

- (2) 伐倒後、調査時のナンバーテープを伐根に打ち、検査時に確認できるようにしておくこと。

なお、ナンバーテープのある松を伐倒しなかった場合は、ナンバーテープ等を回収し、提出すること。

- (3) 枝払い作業は、かん木等障害物を除去し、安全を確認した上で実施すること。

- (4) 被害材は1.0から1.5m程度に玉切り、足場を整え、安全を確保してから作業を行うこと。

ただし、被害材を木質バイオマス燃料等として利用する場合は、原則2.0m又は4.0mに玉切りすることとするが、搬出先の受入規格に変更が生じた場合は別途協議する。

- (5) 玉切った被害材は道路、水路等に放置しないよう、十分注意すること。

6 伐倒木の処理

伐倒木の処理については、以下の(1)から(3)の方法で行うものとし、その方法については、別紙、農委第7号松くい虫防除(伐倒駆除・特別伐倒駆除)紫雲寺地区その1①材積表に記載の以下の内容を確認の上、対応する。

搬出処理欄に「1」と記載のない被害木は(1)の処理を行い、「1」と記載のある被害木の枝葉部分については(2)の処理を、幹部分については(3)の処理を行う。

なお、搬出処理の有無は4トントラックが入れる道から30m以内を想定していることから、現場状況により、想定と異なる場合は、監督員に連絡し、指示を求めること。

(1) 伐倒駆除・くん蒸

- ① 使用する薬剤は、発注者より指示を受けた薬剤を使用し、農薬登録において定められた使用基準を遵守すること。また、シートについて、気体透過性の小さいくん蒸用シートを使用すること。

- ② 薬剤散布を行う作業員は、ヘルメット、防護眼鏡、マスク、手袋、長靴等を着用し、直接人体に薬剤が接触しないよう注意すること。

- ③ 感染源を林内に残さないため、被害木の幹だけではなく、2cm以上の太さの枝条についても全て集積し、くん蒸処理を実施すること。

- ④ 被害材（枝条含む。）は、被覆内容積がおおむね1 m³程度になるように集積し、シートで被覆すること。
- ⑤ 被害材の集積は、なるべく平坦な場所を選ぶこと。また、シートの破損を防ぐため、枝条を集積した上に、玉切りした被害材を集積すること。
- ⑥ くん蒸剤の効果を高めるため、上空が開放しており日光が被覆された被害材に当たる場所に集積すること。
- ⑦ 落葉が堆積している場所など、くん蒸剤のガスの密閉が難しい場所では、被害材の下にシートを敷く等、ガス漏れのないようにすること。
- ⑧ 集積した被害材を被覆するシートは、くん蒸剤のガスの密閉効果が確認されている材質で破れにくいものを使用すること。
また、シートに穴があいた場合は、粘着テープ等で穴をふさぎ、ガス漏れのないよう注意すること。
- ⑨ 集積した被害材を被覆するシートが、風によりめくれないう、シートの裾は土等で押さえること。
- ⑩ 集積単位ごとに、被覆年月日と被害木ナンバーがわかるように明示するとともに、第三者がみだりに近づかないように注意喚起の措置を講じること。

（２）特別伐倒駆除・破碎

- ① 被害木の破碎は、チップ片の厚さを15 mm以下にすること。また、直径2 cm以上の細い枝条も余さず集積及び破碎し、林地に感染源を残さないこと。
- ② 被害木を移動させる場合、新たな感染源となることを防止するため、移動の区域を定め、監督員と協議すること。また、「松材の移動・利用に関するガイドライン（平成26年8月1日付け治第449号）」を遵守すること。
なお、移動した被害木は速やかに破碎することとし、松くい虫が移動した先で羽化することの無いようにすること。
- ③ 被害木の破碎に当たっては、資源の有効活用を図ることから、できるだけ全木を利用するよう留意すること。

（３）特別伐倒駆除・木質バイオマス発電所等での破碎又は焼却処理

- ①被害木の搬出先は以下のとおりとする。
株式会社バイオパワーステーション新潟
住所：新潟市北区太郎代856－65
なお、搬出時の注意事項等について、監督員の指示に従うこと。
- ② 被害木の移動・処理に当たっては、「松材の移動・利用に関するガイドライン（平成26年8月1日付け治第449号）」に基づき実施するとともに、移動先施設から、破碎又は焼却が実施された旨の証明を書面で受け、監督員に提出すること。
- ③ 枝条等で利用できない場合は、（２）に基づき処理するほか、「新潟県松くい虫防除事業（伐倒駆除）標準仕様書」に基づき、くん蒸処理を行うこと。
なお、くん蒸処理に当たっては、シートの破損を防ぐため、枝条を集積した上に、他の

伐採木玉切りした被害材を集積すること。

- ④ 搬出期間については5月中旬までを目安とし、搬出先の指示に従うこと。

7 連絡体制の確立

受注者は常に所在を明らかにし、監督員と常に連絡をとれる体制にすること。

8 作業記録

(1) 伐倒駆除・くん蒸

- ① 記録写真は、伐倒駆除本数100m³当たり1か所程度、くん蒸処理を終えるまでの一連の作業を年月日、地名、テープナンバーを明記し撮影すること。

なお、全数量が100m³以下の場合は、おおむね3か所以上行うこと。

- ② 現場作業の記録は作業日ごとに、場所、作業内容、作業員氏名等、必要事項を記録し、整備すること。

- ③ 被害木の伐倒作業が完了したものについては、調査時のナンバーテープを打った伐根写真を整備すること。

- ④ 駆除完了後、地形図に駆除木ごとに位置、ナンバーを記入し、整理すること。

なお、マークのないマツの被害木を発見した場合は被害木の位置をGNSSデータで確認できるように電子媒体にて納品すること。

また、ナンバーテープはあるが伐倒駆除しなかった松についても同様に整理すること。

- ⑤ 現地写真のなかで、着手前、作業中、竣工の写真は原則としてGNSSデータが確認できるものとする。

(2) 特別伐倒駆除・破砕、木質バイオマス発電所等での破砕・焼却処理

- ① 記録写真は、特別伐倒駆除本数100m³当たり1か所程度、破砕又は焼却処理を終えるまでの一連の作業を年月日、地名、テープナンバーを明記し撮影すること。

なお、全数量が100m³以下の場合は、おおむね3か所以上行うこととし、破砕・焼却又はくん蒸作業については、確実に処理された状況が確認できるように撮影すること。

ただし、木質バイオマス発電所等へ販売した分については、販売量がわかる書類を提出すること。

- ② 現場作業の記録は作業日ごとに、場所、作業内容、作業員氏名等、必要事項を記録し、整備すること。

- ③ 被害木の伐倒作業が完了したものについては、調査時のナンバーテープを打った伐根写真を整備すること。

- ④ 駆除完了後、地形図に駆除木ごとに位置、ナンバーを記入し、整理すること。

なお、マークのないマツの被害木を発見した場合は被害木の位置をGNSSデータで確認できるように電子媒体にて納品すること。

また、ナンバーテープはあるが伐倒駆除しなかった松についても同様に整理すること。

- ⑤ 現地写真のなかで、着手前、作業中、竣工の写真は原則としてGNSSデータが確認できるものとする。

9 履行届の提出

- (1) 現場作業終了後、履行届を提出すること。
- (2) 履行届を提出する際、前記8で整備した作業記録を添付すること。

10 その他

- (1) 事業量に変更が生じた場合は、別紙「設計書」に基づき事業費を再計算することとする。
- (2) 入札参加を希望する者は入札前に区域図等設計図を基に現場の地形、林況、工作物等について確認の上、入札額を積算すること。
- (3) 木質バイオマス発電所等へ販売した収益は経費と相殺した額で積算すること。
- (4) 林業・木材製造業労働災害防止協会等の安全衛生団体等が実施するチェーンソー作業従事者特別教育について、「労働安全衛生規則第36条第8号に規定する特別教育」を修了した者を配置すること。

11 請求書提出先

新発田市役所加治川庁舎1階農林水産課里山保全係 TEL：0254-33-3108

※ 契約終了後、この契約に関しての業務評価をします。

※ 提出された入札書及び内訳については、新発田市情報公開条例に基づき開示する場合があります。